

安倍暴走政権はこの国をどこへ？

「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会」開く

敗戦から70年を前にした現在、安倍政権は、特定秘密保護法制定、武器輸出規制改悪、さらに集団的自衛権行使閣議決定を強行し、再び国民を「戦争への道」に引きずり込もうと暴走している。黙っていれば、国民の目・耳・口がふさがれ、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の再来を許すことになる。安倍政権の暴走を阻止しよう――。

12月7日、北大学術交流会館で開催した市民集会に参加した一同は、秘密保護法廃止のために、さらに力を合わせて活動していくことを誓い合いました。北海道大学に対しては「心の会の碑」(仮称) 建立に協力するよう改めて要請するとともに、碑建立の意義をさら広く世論に訴えていくことを確認しました。



上＝基調報告をする山本玉樹代表。左上＝宮澤・レーン事件と特定秘密保護法について問題提起する齋藤耕弁護士。左下＝「戦争への道」を許すなと自らの戦争体験を話す山野井孝有代表

「心の会の碑」(仮称) 建立で北大に申入書送付

北海道大学は、元北大総長らが呼び掛けた「心の会の碑」(仮称) 建立への協力要請に対して、現時点では「応じることは出来ません」と回答しています。この北大の姿勢は、宮澤弘幸弾圧を冤罪と認め、「宮澤賞」創設をはじめ、宮澤弘幸の不屈の精神を記録伝承して

いくとした5月7日交渉での自らの表明に悖ることであると云わざるを得ません。

「真相を広める会」は、山口佳三総長に対して、「応じられない理由」を説明する交渉を持つよう申し入れています。(経過報告＝3面、申入書全文＝7面)

沖縄県民と手をつなぎ、今こそ九条輝く平和な日本を創ろう！

山本 玉樹（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会代表）

北海道大学は今年、宮澤弘幸弾圧事件は「冤罪であった」と認め、この事件を風化させないことを言明し「宮澤賞」を作ることも約束しました。皆様のご支援の成果です。感謝申し上げます。

翁長雄志沖縄知事誕生の意義

11月16日、沖縄県民は、新知事に翁長雄志氏を選出しました。翁長氏の当選は、沖縄政治の対立軸が保守対革新から政府対沖縄という構図に変化することを意味しています。

沖縄県民は琉球時代から何百年にもわたって平和を願ってきました。1817年、英艦ライラ号艦長バジル・ホールは中国、朝鮮、沖縄を訪問した帰路、セントヘレナ島にナポレオンを訪ねて沖縄のことを報告しました。それを聞いたナポレオンは「沖縄が大砲も銃も持たない非武装の国であることを知って驚嘆した」（バジル・ホール著・大琉球島航海探検記）とあります。

『万国津梁』とは、世界を結ぶ架け橋です。平和希求の誠心外交を貫く「自主・非武装・平和・善隣友好」が沖縄のアイデンティティです。日本政府とアメリカの戦争政策に対決する意思を示した沖縄県民と一緒に手をつなぎたいと思います。

宮澤弘幸弾圧の本質を今こそ広めよう

宮澤弘幸を検挙し冤罪に陥れた軍機保護法は、その制定過程で、政府と軍は探知罪とは「尋常一様の手段では探知収集できない秘密を探知した罪」と言っていました。宮澤弘幸が旅行などで得たものは不法の手段で得た知識ではありません。

これを軍事機密だと決めつけ重刑を科したわけです。まさに安倍政権が12月10日に施行させる秘密保護法は同様な危険性がはっきりと明記されているわけです。そして大審院判決は「記録を精査するに原判決の認定に重大なる誤認あるものと疑うにたるべき事由あるを見ざるのみならず犯情等諸般の事情を調査考按するに原審の科刑は甚しく不当なりと思料すべき顕著なる事由あるを認めず 論旨理由なし。以上の理由なるを以て戦時刑事特別法第29条に則り主文の如く判決す」としています。

この戦時刑事特別法第29条は「上告裁判所 上告趣意書其の他の書類に依り上告の理由なきこと明白なりと認むるときは 検事の意見を聴き弁論を経ずして判決を以て上告を棄却することを得」となっています。つまり何の根拠も示さずに、上告理由なしと決めつけたのです。この手法こそ安倍内閣が憲法改憲案(第9条の2)で「国防軍の機密に関する罪

を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めによることにより、国防軍に審判所をおく」と同じです。集団的自衛権の発動を閣議決定した背景には、このようなことを狙っていることだと思います。

「遠友夜学校」創立から120年

私が北大に入学した時、新入生歓迎集会で松浦一先生は「学問に志す人は、誰よりも平和を愛する人でなければならない。誰よりも真理を希求する人でなくてはならない。もし平和を侵すものあらば敢然と闘う人でなくてはならない。真理を捻じ曲げるものがあるとすれば敢然とたたかう人でなければならない」と言いました。私は北大の素晴らしい理想に心から感銘を受けました。

もう一つのエピソードがあります。恵迪寮入寮間近の5月、寮生約300人がのぼりを立て「都ぞ弥生」を歌いながら円山公園に花見に行きました。するとそこに待っていたお婆さんたちが私たちを囲み「北大生がきたよ」と当時の北大生は絶対に口にすることのできないお寿司やお酒で歓待してくれたのです。

今年、新渡戸稲造先生が貧しい人たちのために無料で開設し、宮澤弘幸もその一人だった北大生たちが教えた「遠友夜学校」ができて120年です。その時の教え子たちがお婆さんになって「北大生が来たら、あの時教えてくれた先生の後輩に感謝の気持ちを伝えよう」と待っていたのだと後に知りました。

ススキノにある「北家」という料亭の小寺アキさんは、明治42年に「遠友夜学校」に入りました。その時の先生は北大生でした。

私は北大教養生の授業を担当した時、北大にはこのような伝統があるということを知って、小寺さんに先生になってもらい「北家」に30数人の学生を連れていきました。小寺さんは玄関に立って学生たちに手を合わせ、「あなたとそっくりな学生さんが字を教えてくださいました。アルファベットも読めますよ」と話してくれました。参加した学生は「遠友夜学校」の伝統が息づいていることを理解したと思います。

戦争 NO! 平和 Yes!

スパイ冤罪事件に敢然と闘い抜いた宮澤弘幸、学問の理想を説き「遠友夜学校」を開設した新渡戸稲造の精神を再確認しようではありませんか。

みなさん、安倍暴走政権が進めている秘密保護法を廃止し、集団的自衛権発動の企みを粉碎し、憲法9条が輝く平和な日本を目指しましょう。

今こそ、戦争 NO! 平和 YES! です。

「戦争の苦しみと悲しみを繰り返すまい」——私の戦争体験から

山野井孝有（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会代表）

1941年12月8日、北大生・宮澤弘幸に何が起きたのか、12月8日以降に何があったのか、どんな苦しみや悲しみがあったのかを伝えていかなければならないと思い、「真相を広める会」の代表をしています。

私が戦争に関心を持ったのは1940年(昭和15年)、太平洋戦争が始まる前年です。小学校4年生で、学校で近くの映画館に連れていかれ「西住戦車隊長」を見て心躍りました。戦車の操縦士をするんだと、兵隊になるつもりでいました。

国民全てが戦争に駆り立てられた時代

国のスローガンは「欲しがりません勝つまでは」「正しき血から強い民族」「進め1億火の玉」「見えざる敵を防げ」「鬼畜米英を撃て」「世界の敵だ白旗たてても許すな米英」「最後には神風吹いて勝つ日本」「産めよ増やせよお国のために」「産んで殖(ふやす)して育てて皇楯(みたて)」等々が溢れていました。

「子どもを産むのは天皇陛下のため」——ここに矛盾を感じませんか。男はみんな戦場に駆り出されている。産めよ増やせよとって増やせるわけがない。こうした空気の中で宮澤事件が起きていたのです。

私は高等小学校1年の2学期から、学校ではなく工場へ行き、零式戦闘機の部品を作っていました。勉強も青春もすべて奪い去られた時代だったのです。

1945年3月10日に大空襲で東京が焼野原になったときも、改めて天皇陛下のために命を捧げるんだと誓っていました。グライダーで鬼畜米英の艦船に突っ込む練習をしていました。私の時代はこういう狂った時代でした。戦争とはそういうことなのです。

朝鮮戦争で再び戦車の部品製作

8月15日天皇による敗戦放送がありました。混乱の中、上野、有楽町で子供が靴磨きをし、ボロボロの服で寝る場所もない、食うものもない、傷痍軍人は白い服を着て募金活動をする。天皇が戦争終結を読み上げたからと言って元の平穏な社会に戻るとい

「心の会の碑」(仮称) 建立運動の経過と 今後の方針について

「心の会の碑」(仮称)の建立を広く呼びかけたのは5月6日の集会在初めてでした。宮澤弘幸さんを顕彰する、そのための碑というよりは、「心の会の碑」を建てたいということで意見の一致をみているわけです。

いのです。5年、10年と長い時を経て徐々に回復したことを忘れてはならないと思います。

終戦の5年後、朝鮮戦争が勃発、私の勤めていた自転車工場もアメリカの戦車部品を作っていました。終戦後、戦争は絶対嫌だと思っていたのですが、一生懸命部品作りをし、退社後は朝鮮戦争反対のビラをまきました。人間って矛盾していますね。

その後メーカーに参加したりしたため会社を首になり、ちょうど毎日新聞社の採用面接があり、もう二度と赤旗を振り回すのはこりこり、首になるのは嫌ですと言って採用されました。でも6カ月後、試用期間が過ぎて正社員になった途端、青年部委員から始まり30年間、労働組合運動をやってきました。

戦争を止める人間になりたい

日本は、戦争責任をはじめ、けじめをつけないことが多すぎます。その第一は東京大空襲です。この大空襲を指揮したカーティス・ルメイ米軍少将は、のち元帥に昇進していますが、1964年、日本政府はこの元帥に「航空自衛隊の育成に貢献した」として勲章を与えています。

もう一つは戦争犯罪人。日本自身が戦争犯罪人を罰していない。ドイツでは今も地球の裏側まで戦争犯罪人を追及しています。しかし日本の政治家を見てください。父親が戦争犯罪人というのが多いのです。よく考えてください。そういう日本なんです。けじめをつけられない国。誤った政策を進めた責任者にけじめをつけられる国にしていかなければなりません。

「私は戦争を止める人間になりたい」——。家族を東京大空襲で失った『ガラスのうさぎ』の著者である高木敏子さんが私の家で語った言葉が忘れられません。

82歳となった私は、いま残された時間を使い「私の戦争体験」を伝えていこうと思っています。二度と戦争を起こさせないために。働くものが主人公となる世の中を願いながら。

本日はありがとうございました。

7月末から9月の末まで、この呼びかけに賛同する人を集めました。短い間でしたがなんと354人の方々が賛同してくれました。その中には上田文雄札幌市長、北大の経営委員の横山清さん、現役の北大の先生、退職された名誉教授もおいでです。

北大の対応はいまも「応じられない」というものですが、さらに賛同者の数と思いを大きくし、実現にむけ運動を続けていきます。(北明邦雄・担当幹事)

宮澤・レーン事件から考える特定秘密保護法

この国はどこへ向かおうとしているのか?～

斎藤 耕（弁護士・北海道憲法会議事務局長）

皆さん、ご苦労様です。この真相を広める会でお話しするのは昨年12月、今年の5月と本日の3回目です。本日は1時間程度いただきまして、宮澤事件を前提に、なぜあのような事件が起きたのか、そしていま皆さん関心をお持ちの特定秘密保護法が今後どのような機能を果たすのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

軍機保護法制定経過と特高警察

宮澤・レーン事件。宮澤さんたちが検挙されたのは軍機保護法違反容疑です。この法律は、どのような法律であったのか。もともとは1899年に軍事上の機密を守るという目的で作られました。日清戦争が終わり日露戦争へ進むという時代で、平時でも軍隊の持つ秘密等を守らなければということで作られました。

これがさらに、世界情勢が戦争へと進む中で1937年に抜本改正されました。1937年は日中戦争が始まるころです。これ以降日本は1945年まで戦争を続ける。そういう時代に法改正がなされ、

「本法に於て軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師其他軍事上秘密を要する事項又は図書物件を謂う」とし、「前項の事項又は図書物件の種類範囲は陸軍大臣又は海軍大臣命令を以て之を定む」としていた。陸軍大臣、海軍大臣が「これが秘密だ」と決めれば、それが軍事上の秘密になり、一般国民が知ろうとしたり、あるいは軍人が一般市民に知らせれば軍機保護法違反になる。

何が秘密かは大臣が勝手に決められる。その秘密に触れた人、漏らそうとした人、漏らした人は、皆処罰が可能になる。このように非常に広範囲な処罰が可能になる危険なものだということから、大日本帝国憲法下の帝国議会ですら、この危険性が議論され、

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば、之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の適用に当たりては須く軍事上の秘密なることを知りて、之を侵害する者のみに適用すべし」

との付帯決議を付け、ようやく可決しました。

1941年、この法律によって宮澤さんたちは検挙され宮澤さんは懲役15年の刑を科されることになりました。この付帯決議が結局は何ら意味がなかったということになりました。しかし、この時代であってすら軍

機保護法が非常に危険ではないかと国会で議論がなされていたということです。この付帯決議通りの運用がなされていれば宮澤・レーン事件という悲劇は起きなかったと断言してもよいと思います。

なぜ悲劇が起きたのか。その背景にあるものとしては社会全体が戦争に向かう中で、戦争に反対する者はだめだし、日本が勝つために何もかも、と総動員で向かっていかなければいけないというような社会情勢がつけられてきた。

そして特高警察といって、特殊な警察権限で国民を監視し、検挙する警察があつて、この軍機保護法や治安維持法を振り回したのです。軍や政府にとって問題があると思った者は何でもかんでも簡単に検挙することが出来た。それが軍機保護法だったのです。

特定秘密保護法は、昨年12月6日参議院で可決され、13日に公布され、この12月10日に施行となります。つまり法律として運用が可能になります。

では、この法律の目的は何か、政府の有する重要な安全保障に関する情報の漏洩を防ぐために措置を定めるのだと。なぜ法律を作るのか、国際情勢の複雑化に伴い日本(国民)の安全保障にかかる情報の重要性が増大、情報ネットワークが発展したことによって漏洩等々の危険が高まった。だから法律を作る必要があるんだということになります。

なぜ今の時代になって作られてきたか、背景には日本の自衛隊が米軍と共にさまざまな活動をしていく度合いが増えるにつれ共同行動をするには米軍が持っている情報を自衛隊に伝えることになる、自衛隊に伝えた情報が漏れてしまう危険から秘密を守る法律が必要になったと考えて間違いではないと思います。

2012年12月安倍政権へと移行しました。2013年7月参議院選挙で自民党が圧勝、2013年8月内閣法制局長官の交代、同年11月国家安全保障会議(日本版NSC)設置法案成立、同年12月6日特定秘密保護法の強行採決・成立。これらの事項で共通しているのは、日本が戦争をするために必要な手段を一つ一つ積み重ねて行ったということです。

国家安全保障会議というのは、例えば軍事上の重要な情報は内閣の全閣僚が出席する閣議ではなく総理大臣、官房長官、防衛大臣、外務大臣といった5名程度の閣僚と官僚のみで決めようというもので、このための法律が同様に作られている。その直後同12月23日

には南スーダンで自衛隊が武器輸出三原則に違反し韓国軍に小銃弾1万発を無償提供するということがありました。

今年になってからも安保法制懇等々によって集団的自衛権を認めるべきだとする報告書が提出され、2014年7月1日安倍内閣は集団的自衛権の行使を限定容認するにいたっています。この流れの中で大きな法律の一つとして特定秘密保護法が施行間近の情勢になっています。

特定秘密保護法の内容

特定秘密保護法とは、「誰が何をどのように」特定秘密と定めるのか、定められた秘密は「誰が管理」するのか、「誰が特定秘密を知る」ことができるのか、「どのような処罰」が予定されているのか、この観点で考えていくと分かりやすいと思います。

特定秘密の指定は、行政機関の長が行います。行政機関の長とは、簡単に言えば大臣です。防衛大臣、外務大臣が大臣の判断で「この情報は特定秘密」と決めることが出来る。これは国会の承認は必要ないということです。

どのような情報を定めるのか、なんでもかんでも定める訳ではない、一般の国民にとってあまり影響ある情報ではない、などと言われていますが、本当にそうでしょうか。特定秘密に出来る対象は別表として①～④項で定められています。①防衛に関する事項②外交に関する事項③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項④テロ活動防止に関する事項で、①ではさらにイからヌまで細則化され、イでは自衛隊の運用またはこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究、ロには防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報などとなっています。

その他列挙されていますが非常に抽象的な概括的な規定になっています。そして、ある情報がこの条項に当たるかどうかは大臣の判断で簡単にできるということです。これは軍機保護法で、国会の付帯決議が実際の法適用の場面では無視されたという歴史から考えるならば、特定秘密保護法が運用の段階で、「そんなことはない」と果たして言えるでしょうか。

さらに言うとテロリズムの防止では外国のテロが狙う標的は日本の原発であると、だから原発に関する情報も隠すということも考えられます。幌延に核の最終処理場を造ろうという話もあるが、最終処理場がどこにあるかも知られたら狙われかねない、だから特定秘密とすると可能になるのではないのでしょうか。

特定秘密の管理、利用

指定された特定秘密情報はどのように管理されるのか、いまのところ定めがありません。うがった見方の中には、情報が公安警察に集められ、警察の国民監視

に使われるのではないかと、この調査事項に上がっているものには、犯罪懲戒歴、薬物乱用、精神疾患など個人のプライバシーにかかわる重大な情報があり、中でも飲酒の節度などは、ばかばかしい話で、これをあげているのはお酒を飲んだらべらべらしゃべる人は信用できないということなんでしょうけど、こんな事まで考えてやっている。信用情報は、金に困ってサラ金に借金があるならば情報を提供して対価をもらおうとするのではないかと、そういった危険のある人間だったら特定秘密なんて知らせないよ、ということでしょうけれど、このような形で国民が調査の対象にされてしまう、プライバシーを暴いていく、これは特定秘密保護法の非常に危険な側面の一つだと思います。

特定秘密保護法の罰則

特定秘密保護法はどのような罰則によって守られているのか。秘密を漏らした場合は懲役10年又は1000万円以下の罰金と非常に重い刑です。過失で漏らした場合でも懲役2年以下、共謀、話し合っただけで最高懲役5年、秘密を漏らすよう教唆、扇動した者は同5年以下。マスコミ関係者が取材で情報を聞くこと自体が教唆になるのではないかと。例えば、厚労省の前で特定情報を明らかにせよとデモやるのが扇動行為だとして処罰の対象になるのではないかと。どんどん心配ごとが増えて、不安が上がってきます。

今まで入っていた情報が徐々に知られなくなり、例えば、苫小牧港で米軍の艦船が入る時、反対運動が行われているが、それが出来るのは事前に入港情報があるからです。これが特定秘密となれば、ある日、港に行ったら艦船が泊まっていたという事態が起きかねない。この法律はどんな情報だって隠すことが可能だと言っても過言ではありません。

国家が国民にとって「知らせたくない、知ってほしくない」情報というものは歴史を考えれば明らかです。冗談話ですが大臣の汚職に関する情報も特定秘密だと隠すこともできるのではないかと友人同士で語り合っただけですが、そんなことすら勘ぐりたくなるめちゃくちゃな法律だということです。

正当な取材活動なら犯罪にはならないという規定がありますが、この22条の作り方をみると、逮捕され起訴されても、裁判で正当な目的だったと証明出来たら無罪になりますよ、という作り方なのです。

結果的に無罪になったとしても逮捕、起訴されたとすれば、それ自体大きなダメージになります。もちろん、こんなことではビクともしない記者もいるでしょうが、中には怖いと思えば危険な所には近寄らないということを考えるマスコミ関係者、特に報道機関、新聞社、テレビ局の上層部にいけばいくほど、このような発想が出てくるのではないかと。こうなると政府、役所が発した情報だけを詳しく書く、そのようなマスコミ

ミになっていくのではないか。これはまさに大本営発表と同じく繰り返される、こうした事すら起きかねないということです。

特定秘密保護法違反の刑事裁判ではどうなるか。現行憲法では公開の法廷で審理されるが、この特定秘密保護法違反の起訴状はどういう形になるのか。たとえば防衛大臣が特定秘密に指定したオスプレイの情報を漏らしたという裁判で正直に事実を書くだろうか。

特定秘密である以上、秘密の内容が何なのか明らかにされないまま刑事手続きが進むことになりはしないか。被告人にすると自分が何の罪で処罰されるのか分からない、弁護士も被害者との聞き取り、打ち合わせをして裁判の進め方を打ち合わせするのですが「分からない」といわれたら弁護が出来なくなる。

これが憲法が定める「適正な裁判を受ける権利がある」と言えるのだろうか。そうすると裁判官だけに知らせる、逆に弁護士には知らせるけれども国民には漏らしてはならないようにする、これでは弁護士が弁護活動できるかの疑問が生じるでしょう。

果たして公開の裁判で、特定秘密保護法の批判という裁判ができるのか。いや公開でない特別の裁判所を作ろうという発想になると、これは憲法上許されないことです。よって特定秘密の目的を実現するためには憲法を変えなければならないという問題に当たってくるということです。

今年の春、北広島9条の会で話をしたとき、参加者の中に恵庭事件の元被告人で無罪となった野崎さんがおりました。野崎さんは特定秘密保護法違反で裁判になったらどうなるのかと質され、「今の憲法を前提にすれば1000人以上の弁護士が弁護団となって徹底的に追及して秘密保護法の問題点を裁判の中で追及していきましょう」と言っておりました。また憲法を変えて軍事裁判のような所で裁判が出来るようになって初めて特定秘密保護法違反の刑事裁判をどんどん活用していくのではないかと、だから憲法が変えられた後の人権弾圧の時限爆弾のようなものではないかと。私は非常に興味深く、なるほどなと思いました。

実際、これらの問題点は、確かに憲法を変えて、今の刑事訴訟法に関する法律を変えれば全部秘密のまま処罰することも許されることとなります。このように特定秘密保護法と憲法との最大の矛盾、衝突が起きるのは刑事裁判の場だと思っています。

もう一つ考えなければならないのは、法律がどんどん変わるだけではなく、さらに社会全体の意識というものも変わってはいないか。数年前に、格差社会が広がる中である若者が「自分の希望は戦争だ」と。いくら一生懸命働こうと思ったって非正規で、まともな安心した生活すら送れない。だけど戦争になって自分が活躍すれば一気に勝ち組になれるのではないかとこの発言をしました。私は非常にドキッとしました。このよ

うな意識が若者に出てきているということ、さらにインターネット等々で匿名で好き勝手なことを書き込みができることによって、さまざまな個人攻撃、特定の民族攻撃が起きておりこれに対する法律で抑制規則がなかなか難しいし、できないことがあります。これらが横行している中で世の中全体がどんどん保守化している、右傾化している流れがあるのではないかと。

北星学園大学の脅迫テロ攻撃

この典型例が北星学園大学の問題です。皆さんご存知と思いますが、これは元朝日新聞記者で同大講師の植村隆さんと同大、および関係者へのテロと言ってもいいですね。そして何よりも民主主義に対する攻撃です。植村さんの書いた従軍慰安婦に関する記事ですが、いろいろな考え方、意見があると思います。記事への批判は自由だと思います。ただ彼の勤務先まで攻撃することは許されるのか。そういう形で大学を追放される、職を失い生活に影響がでるならば社会的には抹殺に近いわけです。匿名脅迫行為、大学に対して行われている行為は犯罪行為です。

このようなことがエスカレートして自分たちに気に食わないものに対して黙らせることが後を絶たず横行してしまうのではないかと。これを許していいのか、いま私たちに試させられている地元札幌の問題です。

私たち一人一人が主権者として意思を表明できる場は選挙での一票です。半面、選挙でどのような結果が出たとしても、この特定秘密保護法が憲法に違反するということは何ら変わらない。憲法に違反する法律は無効とされるということも、今度の選挙による結果が出たとしても、それも変わらない。このことをもう一度確認し合いたいと思います。

私が一番訴えているのは、この国が民主主義国家であり国民が主権者であるためには、特定秘密保護法はあってはならないんだということです。

民主主義は多数決で物事を決めますが、その前提としては必要な情報が入ってきて十分に考えて判断することができる、判断できて初めて多数決というものが信頼されるわけです。そこが奪われては、本当の多数決とは言えません。私たちはこの国の主権者です。主権者である以上必要な情報を知ることは当然の権利です。特定秘密保護法は民主主義を否定し、国民主権を否定する法律なんだということを訴えて終わります。

**軍機保護法はなぜ抜本改正されたか、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件でどう適用されたか——
秘密保護法廃止のために必読！**

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』

「真相を広める会」は、2300円（税・送料込）で販売しています。お申し込みは事務局まで。

「心の会の碑」(仮称)に関する交渉申入れ

「心の会の碑」(仮称) 建立について、11月10日付で「再回答要請書」を送付し、回答要請期日の12月6日を前にして事務レベルで電話にて問い合わせたところ、10月30日付「回答」通りとの連絡を頂きました。

しかしながらこの回答は、11月10日付要請書で述べた通り、「碑を建てる土地の提供がだめなのか」、「話し合いの機会をもつことがだめなのか」、「両方がだめなのか」に対して、何ら示されておりません。

そこで、直接お会いして、「応じられない理由」の説明を伺いたく、ご多忙とは存じますが、日時を設定していただきたく申し入れます。

以下、その理由を申し述べます。

北大と本会とは、これまで意見の違いはありますが、一致点もあります。繰り返します。昨年6月25日の交渉において、北大は「事件を風化させない」「二度と戦争を起こさせない」ことを表明し、「遺族への謝罪と責任明確化」はなされなかったものの、本会との間で大きな一致点が生まれました。

今年5月の交渉では、秋間美江子さん同席のもとで北大は、「宮澤弘幸厳罰は冤罪であった」こと、その上に立って「宮澤賞」を創設し、宮澤弘幸顕彰と後世に正確な記録を残すことを表明しました。秋間さんと本会は、当時の北大の対応のさらなる検証を要請しつつ、

この北大の回答を「誠意」として認め、了承致しました。

その際「心の会の碑」(仮称) 建立の敷地提供について要請致しました。この要請について三上副学長が「現時点では考えていない」と、協力を明言されなかったことは事実です。しかしながら本会は、宮澤弘幸顕彰とともに、正確な記録伝承を推進すると表明した北大の姿勢の延長線上には、「心の会の碑」(仮称) 建立に賛同が得られると考えてきました。お二人の元総長らの呼びかけに応じて、350余人から寄せられた賛同意見は、それを証明していると考えています。

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相究明とともに、「心の会」での国境や身分を超えた交流を通し育まれた自由な精神や学問への情熱、その底流に読み取れる非戦・平和の思いなどは、それと逆行する動きが高まっているいまこそ、北海道大学が現在から未来に向かって推進すべき教育の「真理」と考えます。

北大の教育理念は、「真理に倚ってつつ自主独立の自修心」「BE GENTLEMAN」の理想追求であると承知しています。

そうであるならば、「心の会の碑」(仮称) 建立に関して、全面的なご協力をいただきたく、再々度にわたって要請するものです。

以上

<事務局報告> (12.6 幹事会承認事項・骨子)

1、「真相を広める会」活動経過

2013.1.29「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成／6.26「拡大幹事会」(札幌・20人)／「秘密保護法阻止10.10シンポジウム『この道はいつかきた道』」(東京・110人)／「秘密保護法阻止10.13札幌集会」(札幌・50人)／「もうひとつの12月8日札幌集会」(札幌・120人)／2014年2.22「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」(東京・140人)／5.6「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民集会」(札幌・240人) 会員=319人 (2014.11.30現在)

2、パンフレット発行と花伝社版出版

『スパイ冤罪—宮澤・レーン事件—真相を知ってほしい』(3000部)、『宮澤・レーン事件—冤罪の構図—一審・大審院判決の条条検証と批判』(1000部)、『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のとった処置と責任—

冊子『真相を知ってほしい』補訂(300部)、『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」引き裂かれた青春』(第1刷3000部。第2刷2000部)、『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社版(初版1500部、広める会責任販売500部)を発行した。

3、「心の会の碑」(仮称) 建立運動 (1面、3面参照)

4、再審問題

法的可能性などさらに精査するため当面留保する。

5、今後の活動

①「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広める活動を継続する。

②「秘密法反対全国ネットワーク」との連携をさらに発展させる。北星学園大「マケルナ会」連帯も。

③2014年2月22日、東京・常圓寺にて「宮澤弘幸追悼顕彰のつどい」を開催する(内容=8面)。

(事務局長・福島 清)

今こそ「戦争への道」許さぬ決意を固めよう

宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会アピール

「戦争への道」につながる秘密保護法を断固廃止させるために「宮澤・レーン事件」の真相を引き続き広めて行く。北海道大学に対しては「心の会の碑」（仮称）建立に全面的な協力を要請する——。『12.7 宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会』に結集した一同は、以上二つの課題達成のために、札幌市民をはじめ、全国のみなさんに対して、新たな決意を込めて賛同と協力を訴える。

安倍政権は昨年秋以降、特定秘密保護法可決、武器輸出三原則廃止、原発再稼働表明と海外への売り込み、集团的自衛権行使閣議決定、沖縄辺野古米軍基地建設工事開始、貧富格差拡大の経済政策、非正規労働者を増大させる雇用政策、介護保険制度改悪、生活保護切り下げ、消費税増税等々を強行してきた。これら安倍政権の諸政策は、「憲法無視」「民主主義の抹殺」ではないか。北星学園大学とその講師に対する脅迫もこの中で起きたのではないか。一週間後に実施される第47回総選挙では、暴走する安倍政治をストップさせるために、全国民が立ち上がることを呼びかける。

この一年余、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、「真相を広める会」の活動、北大OBはじめ危機感を持った多くの方々の協力、マスコミ報道等によって注目され、特定秘密保護法が狙う国民弾圧の本質を暴露するために大きな役割を果たした。昨日12月6日、強行可決から満1年を迎えたが、秘密保護法廃止を目指す運動は、全国各地で草の根のように、確実かつ展望を持って継続・発展している。宮澤弘幸の弾圧に抵抗し

た不屈の信念を改めて顕彰し、「真相を広める活動」を、さらに継続発展させていく。

北海道大学は、運動の広がりの中で、宮澤弘幸スパイ弾圧は冤罪であることを正式に認め、宮澤弘幸を顕彰する「宮澤賞」創設を表明した。しかしながら検証と遺族への謝罪要求には明確な姿勢を表明していない。宮澤弘幸とその精神を育んだ「心の会」顕彰を目的とする「心の会の碑」（仮称）建立に対する協力要請には、いまだに明確な回答をしていない。丹保憲仁・中村睦男両元総長はじめ6人の呼びかけ人を先頭に、建立を求める世論をさらに喚起して、北大の決断を求めていくことを確認する。

11月、沖縄県民は、安倍政権の理不尽かつ執拗な辺野古への米軍基地建設要求に対して、真っ向から異議を唱えた翁長知事を誕生させた。秘密保護法、集团的自衛権行使閣議決定をはじめ「憲法破壊」「戦争への道」に対する日本国民の怒りと抵抗、そしてそれを跳ね返そうとする決意と連帯の行動は全国各地で発展している。

宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会に参加した一同は、秘密保護法が強行可決された12月6日と宮澤弘幸を弾圧した12月8日の2つの日に対する無念と怒りを込めて、今日12月7日、「戦争への道」を許さぬ決意を固め訴えるものである。

2014年12月7日

「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会」
参加者一同

「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！

～宮澤弘幸 追悼・顕彰のつどい～

とき…2月22日(日)午後2時～4時

ところ…新宿・常圓寺

NHK制作『兄はスパイじゃない—北大生の妹・73年間の苦闘』／「秘密保護法が与える市民生活への影響—あくまでも廃止を求めて」清水雅彦＝日本体育大学教授・憲法学／「『心の会の碑』(仮称) 建立運動」山本玉樹・代表／「『戦争への道』を許すな」山野井孝有・代表／アピール採択

*13:00 から宮澤弘幸墓参の案内を致します。

主催 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

<問い合わせ先> 事務局 電話 03-3264-2905 e-mai:chyda-kr@f8.dion.ne.jp